

一般社団法人埼玉県弓道連盟 表彰規程

1 目 的

一般社団法人埼玉県弓道連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟会員で年度内に昇段・昇格、全国規模の大会等で優秀な成果を収めた者、また功績顕著な者に対して、斯道の奨励・振興に貢献したものとして表彰する。

2 表彰の内容

(1) 昇段・昇格者賞

称号（錬士・教士・範士）を授与された者、及び六段以上の昇段を認許された者に昇段昇格者賞を授与する。

(2) 優秀選手賞

全弓連優秀地連表彰対象の大会で入賞し、得点を得たものに優秀選手賞を授与する。

(3) 長寿賞

ア 会員（15年以上継続加盟）で年度内に以下の年令に達する者に長寿賞を授与する。

傘寿80才 米寿88才 白寿99才

イ 長寿賞受賞者は、受賞年度から会費を減額する。

ウ 会長が認めた場合、会費を免除することができる。

(4) 功労・栄誉賞

次の各項の1つに該当する者は、理事会の承認を得て表彰することができる。

ア 本連盟の役員として功績あるものが退任したとき

イ 会員が本連盟定款第4条の目的に基づく功績により国家的榮譽を受けたとき

ウ その他功績顕著にしてその必要があると認められたとき

3 表彰の方法

表彰の方法については理事会においてこれを定める。

附 則

この規程は、一般社団法人埼玉県弓道連盟設立に伴い、令和7年4月1日から施行する。

【参考：一般社団法人設立以前の本規程についての附則】

平成 4年 4月 1日 制定

平成 5年 4月 1日 改訂

平成11年 4月 1日 改訂

平成19年	4月	1日	改訂
平成24年	5月	19日	改訂
平成28年	4月	1日	改訂
平成29年	5月	13日	改訂
令和3年	2月	20日	改訂

一般社団法人埼玉県弓道連盟 慶弔規程

1 目 的

一般社団法人埼玉県弓道連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟会員の慶事、または不幸な事故が発生したとき、祝金または見舞金等を贈り慶弔の意を表すものとする。

2 本連盟の役員が死亡したときは香典および供花 1 基を贈る。

本連盟の役員とは以下の役職の者をいう。

会長、副会長、専務理事、事務局長、事務局次長、常務理事、名誉会長、顧問、参与

3 本連盟の会員（継続 10 年以上）が死亡したときは香典または供花 1 基を贈る。

4 本連盟会員の死亡に対しては、弔電を送ることができる。

5 本連盟会員が表彰規程 2（4）イ項に該当したとき、または範士号を受称したときは、祝金を贈り祝賀会を開催して祝意を表する。

6 上記以外で会長が必要と認めた場合、本規程を準用することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人埼玉県弓道連盟設立に伴い、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【参考：一般社団法人設立以前の本規程についての附則】

平成 5 年 4 月 1 日 施行

平成 4 年 4 月 1 日 制定

平成 5 年 4 月 1 日 改訂